

次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金
業 務 等 質 問 (回 答) 書

質問日： 2025年 7月 8日

質問書提出者	商 号 又 は 名 称※	
	所 在 地	
	電 話	
	担当者 所属・氏名	
質 問 内 容	① 補助事業の対象について 調査事業を実施する中で、調査エリアが他県にまたがるケースも考えられるがそういった場合でも補助の対象となるのでしょうか。 ② 経費内訳書の自己資金の内容について 補助対象の費用以外全てを自己資金という名目で記載すればよろしいでしょうか	

※共同企業体を形成する者である場合、構成団体の名称を全て記載すること

回答日：令和7年7月11日

回 答	① 公募要領第3に定める補助事業の要件を全て満たしていれば、他県に跨っていても補助対象となります。 ② お見込みのとおりです。
-----	---